

「病院等の開設等に関する指導要綱」の改正新旧対照表

| 改 定 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、知事は、療養病床及び一般病床に関して、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとし、精神病床に関して、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、神奈川県精神保健福祉審議会へ事前に説明し、意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 病院等の開設者の医療法人化、親族への<u>承継</u>により当該病院等の開設者が変更される場合であつて、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 病床数の減少により、病院から有床診療所に変更するとき。</u></p> <p><u>(6) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院に該当するとき。</u></p> <p>2～6 (略)</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、知事は、療養病床及び一般病床に関して、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとし、精神病床に関して、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、神奈川県精神保健福祉審議会へ事前に説明し、意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 病院等の開設者の<u>倒産、死亡</u>、医療法人化、親族への<u>継承等</u>により当該病院等の開設者が変更される場合であつて、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> |

(開設者変更の協議)

第8条 開設者の変更のうち、前条第1項第1号の規定に該当しない場合であって、その開設する病院が廃止することによって、救急医療体制が維持できない等地域医療に重大な影響が生じる懸念があるとして、地域の関係団体（自治体若しくは医師会又は病院協会等）から医療機能の継続が要望された場合について、知事は、その医療機能の継続の必要性について、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議（精神病床を有する場合は神奈川県精神保健福祉審議会）の意見を確認し、その結果を踏まえて事前協議を要しないものとするか否かを決定する。なお、結果は神奈川県医療審議会へ報告する。

2 開設場所が政令3市の区域内である場合にあるときは、政令3市の長は、必要に応じて各市審議会等の意見を聴き、知事に報告するものとする。

3 知事は、第1項の決定について保健所設置6市の長に通知するものとする。

(事前協議の審査)

第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

2～6 (略)

(指導)

第10条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等

(新設)

(事前協議の審査)

第8条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

2～6 (略)

(指導)

第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等

等の指導を行うものとする。

2～3 (略)

(事前協議結果の通知)

第11条 知事は、第9条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。

2～3 (略)

(事前協議終了後の取扱い)

第12条 事前協議の終了後においてもなお既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏の場合には、第4条の規定を準用する。

(事前協議結果の取り消し)

第13条 保健所設置6市の長は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。

2～4 (略)

5 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、第3項の決定について開設予定者等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

6 (略)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

の指導を行うものとする。

2～3 (略)

(事前協議結果の通知)

第10条 知事は、第8条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。

2～3 (略)

(事前協議終了後の取扱い)

第11条 事前協議の終了後においてもなお既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏の場合には、第4条の規定を準用する。

(事前協議結果の取り消し)

第12条 保健所設置6市の長は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。

2～4 (略)

5 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、第5項の決定について開設予定者等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

6 (略)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

(新設)